

檜山北部3町合併協議会規約

(協議会の設置)

第1条 大成町、瀬棚町及び北檜山町(以下「関係町」という。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号。以下「法」という。)第3条第1項の規定に基づき、合併協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(協議会の名称)

第2条 協議会の名称は、檜山北部3町合併協議会とする。

(協議会の事務)

第3条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 合併の是非を含めた関係町の合併に関する協議
- (2) 法第5条の規定による建設計画の作成
- (3) 前2号に掲げるもののほか、関係町の合併に関し必要な事項

(協議会の事務所)

第4条 協議会の事務所は、北檜山町に置く。

(組織)

第5条 協議会は、会長、副会長及び委員をもってこれを組織する。

2 委員の定数は、関係町の長が協議して定める。

(会長)

第6条 会長は、第8条第1項第1号の委員となるべき者のうちから関係町の長が協議して定めた者をもって充てる。

(副会長)

第7条 副会長は、次条第1項第1号に掲げる者(会長に充てられた者を除く。)をもって充てる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、副会長のうちからあらかじめ関係町の長が協議して定めた者が会長の職務を代理する。

(委員)

第8条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 関係町の長
- (2) 関係町の議会の議長
- (3) 関係町の議会議員のうちから、それぞれ関係町の議会の選任した者各2名
- (4) 関係町の長が選出する町民代表者各3名

2 前項に定める者のほか、必要に応じて関係町の長が協議により定めた者を委員として加えることができる。

3 委員は、非常勤とする。

(会議)

第9条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会長は、委員の3分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会議を招集しなければならない。

3 会議の開催の日時及び場所は、会議に付議すべき事件とともに会長があらかじめ委員に通知しなければならない。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は助言を求めることができる。

(会議の運営)

第 10 条 会議は、委員の過半数の者が出席しなければ開くことができない。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議の運営及び傍聴等に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(小委員会)

第 11 条 協議会は、その担任する事務の一部について調査及び審議をさせるため、小委員会を置くことができる。

2 小委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

(幹事会及び専門部会)

第 12 条 協議会に提案する事項について協議し、又は調整するため、協議会に幹事会を置くことができる。

2 幹事会を置く場合には、第 3 条各号に掲げる事項を専門的に協議し、又は調整するため、幹事会に専門部会を置くことができる。

3 幹事会及び専門部会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第 13 条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、関係町の長の協議を経て、会長が別に定める。

(経費の負担)

第 14 条 協議会に要する経費は、関係町の長が協議のうえ、関係町がそれぞれ負担する。

(監査)

第 15 条 協議会の出納の監査は、委員のうちから会長が監事 2 名を指名して行う。

2 前項の規定による指名を受けた監事は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第 16 条 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬及び費用弁償)

第 17 条 会長、副会長、委員、監事及び第 9 条第 4 項の規定により会議に出席した者は、報酬及び費用弁償を受けることができる。

2 前項の報酬及び費用弁償の額並びに支給方法に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会解散の場合の措置)

第 18 条 協議会が解散した場合においては、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長及び副会長であった者がこれを決算する。

(委任)

第 19 条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

檜山北部3町合併協議会規約に関する協議書

大成町、瀬棚町及び北檜山町の長（以下「関係町の長」という。）は、檜山北部3町合併協議会規約（以下「規約」という。）に規定する関係町の長が協議して定める事項その他必要な事項について、下記のとおり協議したので協議書を取り交わす。

記

第1 協議して定める事項

- 1 規約第5条第2項（委員の定数）
- 2 規約第6条第1項（会長）
- 3 規約第7条第2項（会長の職務の代理）
- 4 規約第8条第2項（委員）
- 5 規約第13条第2項（事務局）
- 6 規約第14条（経費の負担）

第2 協議して定めた事項

- 1 規約第5条第2項に規定する委員の定数について
委員の定数は、会長及び副会長を含め22人とする。
- 2 規約第6条第1項に規定する会長について
会長は、北檜山町長をもって充てる。
- 3 規約第7条第2項に規定する会長の職務の代理について
会長の職務を代理する者は、瀬棚町長をもって充てる。
- 4 規約第8条第2項に規定する委員について
北海道檜山支庁地域政策部長とする。
- 5 規約第13条第2項に規定する事務局について
事務局の組織及び運営に関し必要な事項について、次のとおり定める。
檜山北部3町合併協議会事務局規程（別紙）
- 6 規約第14条に規定する協議会に要する経費について
協議会に要する経費の負担方法は、次のとおりとする。

関係町は合併協議会の経費について、均等割2分の1、人口割2分の1(平成12年国勢調査人口による)を負担する。

ただし、平成16年度については、基本額を各町各々5,000千円とし、基本額を超える額は、各町各々均等割2分の1、人口割2分の1を加算した額をもって負担する。

第3 協議内容の変更について

この協議書に定める内容を変更する場合は、別に変更協議書を取り交わすものとする。

第4 定めのない事項

この協議書に定めるもののほか必要な事項は、関係町の長が協議して定めるものとする。

第5 協議の発効

この協議は、平成16年4月1日から発効する。

この協議の成立を証するため、本書3通を作成し、関係町の長が記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成16年3月2日

北海道久遠郡大成町字都427番地

大成町長

北海道瀬棚郡瀬棚町字本町719番地

瀬棚町長

北海道瀬棚郡北檜山町字徳島63番地1

北檜山町長